

介護保険施設等連携往診加算に関する掲示について

当院は、介護保険施設等連携往診加算体制について、以下の整備を行っています。

- 以下の特別養護老人ホームと協力医療機関として連携体制を構築しています。
【連携先】特別養護老人ホーム いちの倉、特別養護老人ホーム はぴねす

介護保険施設等連携往診加算の算定(令和6年6月から)

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

- 往診料
連携体制を構築している介護保険施設等へ往診を行った場合 200点

医療法人あい友会 あい太田クリニック

